

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	松阪市	国調人口 (H17. 10. 1現在)	168,973
構成団体名		職員数 (H19. 4. 1現在)	1,377

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計の全職員数を記載すること。

2 財政指標等

財政力指数	0.655 (H18)	標準財政規模 (百万円)	35,621 (H18)
実質公債費比率 (%)	13.9 (H19)	地方債現在高 (百万円)	129,246 (H18)
経常収支比率 (%)	88.1 (H18)	うち普通会計債現在高 (百万円)	61,577 (H18)
実質収支比率 (%)	3.3 (H18)	うち公営企業債現在高 (百万円)	67,669 (H18)
		積立金現在高 (百万円)	12,034 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものをを用いるものとする（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力指数1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成17年1月1日] 計画の期間を平成17年度から平成26年度までの10年間とし、基本的な都市的サービスを等しく享受できる、身の丈に合ったコンパクトなまちづくりを進め、市民自治が発揮される自治体として持続可能な発展を目指す（新市建設計画13頁）。三役、教育長、議員の人数が61名減ったほか、本計画IV「行政改革に関する施策」に掲げる施策を実施している。

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で要旨を記載すること。また、要旨については、別様としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区 分	内 容
計 画 名	財政健全化計画
計 画 期 間	平成19年度から平成23年度までの5年間
既存計画との関係	計画の期間を平成17～21年度とする集中改革プラン
公表の方法等	ホームページ、議会への説明予定
基本方針	財政の健全化を柱として、定員の適正化と人件費総額の削減、市債発行の抑制、行政管理経費の抑制、公営企業繰出金の適正運用の視点から主要な改革に取り組み、効率的な行政運営の実現を目指す。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額		390	167	557
	補償金免除額		48	12	60
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額		216	2	217
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		12		12

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会計 債	一般公共事業	63,313	94,874		158,187
	公営住宅建設事業	179,354	197,275	13,177	389,805
	義務教育施設整備事業	160,835	45,216	137,175	343,226
	一般事業		3,625		3,625
	自然災害防止事業		868		868
	地域改善対策事業			16,850	16,850
	病院事業（特別地方債）		48,311		48,311
	社会福祉施設等（特別地方債）	11,437			11,437
小 計 (A)		414,938	390,169	167,202	972,309
出一般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		414,938	390,169	167,202	972,309

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
普通 会計 債	義務教育施設整備事業	66,422	195,335	1,508	263,265
	一般事業		19,739		19,739
	公園緑地事業	1,280	856		2,136
小 計 (A)		67,702	215,931	1,508	285,141
出一般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		67,702	215,931	1,508	285,141

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
普通 会計 債	臨時地方道整備事業	19,903	11,800		31,703
小 計 (A)		19,903	11,800		31,703
出一般 債 等 計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		19,903	11,800		31,703

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・人口は微増傾向であるが、年齢構成の推移に着目すると、老年人口割合の増加及び年少人口割合の減少の傾向が顕著である。 ・市域の面積が623.8平方キロメートルで、伊勢湾から奈良県境の紀伊山地に及び、海岸・工業用地・住宅地・商業業務用地・公園緑地・田・畑・山林をまんべんなく包含する。経済活動別市内総生産においても、第一次産業から第三次産業までまんべんなく活動している。これらのことから、広範囲に及ぶ行政課題が存在する。 ・収入においては、類似団体と比較した場合、地方交付税、市税、地方譲与税、自動車取得税交付金の割合が高く、繰入金、諸収入、財産収入、負担金・分担金・寄付金、使用料・手数料の割合が低い。 ・普通会計の市債残高は平成15年度のピークを脱したところである。公債費についても同様である。 ・平成25年度の退職手当支払予定額が突出しており（20億円）、ピークを迎える。 ・し尿処理と消防事務を一部事務組合にて共同処理しているため、類似団体と比べ、補助費等の割合が高いという特徴を持つ。 ・三重県は下水道普及率が最も低いグループに属するが、松阪市についても同様である。三重県の策定した流域別下水道整備総合計画に基づき、松阪市は流域関連公共下水道事業として、流域下水道の幹線管渠に接続するまでの管渠整備を進めている。中勢沿岸流域下水道松阪処理区が巨大管渠と大規模処理場を抱えていること、人口密度の低い農村部まで計画区域に含むことから、多額の費用を要する事業であり、市財政に与える影響が極めて大きい。事業の進捗については、平成2年度から着手し、全体計画面積5,084.2ヘクタールに対し、平成18年度末の整備面積は1,342.0ヘクタール（整備率26.4%）であり、整備完了まであと数十年かかる見通しである。 ・松阪市は市立病院を擁し、地域医療の中核的存在としてだけではなく、いわゆる「市場」を補完するという公立病院の使命を果たしている。ところが昨今、公立病院の宿命である調達コストの割高に加え、いわゆる新医師臨床研修制度に端を発する地方の医師不足が、松阪市民病院の経営をさらに困難なものにしている。 ・平成17年度決算においては、類似団体と比較した場合、経常収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率、起債制限比率はいずれも平均値・中央値よりも良好な数値である。 ・基礎的財政収支においても、最近5年間では10億円～39億円の範囲で黒字を保っている。
財政運営課題	<p>課 題 ① 来るべき退職手当支払ピークへの対応</p> <p>これまで30人程度であった定年退職者数は、平成24年度に50人、平成25年度に74人、平成26年度に61人と特定の年度で突出し、平成25年度前後に退職手当支払のピークを迎えるものと予測されている（平成24年度に14億円、平成25年度に20億円、平成26年度に17億円程度）。これらは平成19年度標準財政規模の3.8～5.5%を占めるものである。このため、勧奨退職制度を一層周知し、退職者の平準化を図る。また、会計年度独立の原則を貫徹すべく、できる限り退職手当債を発行しないよう、基金残高を維持・充実する。</p> <p>課 題 ② 退職手当を除く人件費の抑制</p> <p>平成17年1月1日に旧1市4町を廃し、松阪市を設置したところである。普通会計職員一人当たり住民基本台帳人口は平成17年4月1日で115人、平成18年4月1日で119人であったが、平成19年4月1日で122人となり、ようやく合併前の旧松阪市のレベル（121人）に戻ったところである。近年合併を経験していない類似団体の平成18年4月1日のそれが133人であることから、今後も各年度の定年退職者数の1/3補充（採用）の原則を徹底し、更に人員削減を図る。</p>

区 分	内 容
財政運営課題	<p>課 題 ③ 市債残高及び公債費の健全化</p> <p>財政構造の弾力性を高めるためには義務的経費を抑制することが肝要である。このうち扶助費の抑制は極めて困難であるため、人件費と公債費の抑制を求めることとなる。このうち人件費については課題②で記述したとおりである。一方の公債費を抑制するためには、市債残高を減らしていくことが重要となる。平成17年度普通会計決算において、松阪市の住民基本台帳人口一人当たりの公債費は41,346円、近年合併を経験していない類似団体のそれは40,578円である。今後も各年度の市債発行額が、当該年度の元金償還金額を超えないようにする。</p>
	<p>課 題 ④ 物件費・維持補修費の抑制</p> <p>平成17年1月1日に旧1市4町を廃し、松阪市を設置したところである。このため旧団体の類似施設が市内に複数存在している状況がある。平成17年度普通会計決算において松阪市の住民基本台帳人口一人当たりの物件費は42,316円、維持補修費は4,856円、近年合併を経験していない類似団体のそれはそれぞれ40,328円、4,974円である。このことから、個別事業における経費の見直しを更に徹底すると同時に、重複施設の整理を行う。</p>
	<p>課 題 ⑤ 公営企業繰出金の適正運用</p> <p>松阪市には、市立病院事業と整備率の低い流域関連公共下水道事業を抱えているという特殊事情がある。</p> <p>病院事業については、いわゆる新医師臨床研修制度に端を発する医師不足等により今後一層厳しい経営を余儀なくされ、流域関連公共下水道事業についても、三重県自体の下水道普及率が日本で最も低いグループに属しているように、平成18年度末整備率が26.4%にとどまっており、今後数十年整備が継続するものと予想される。</p> <p>このような中においても、一般会計が負担すべき経費（負担金）と公営企業が経営努力すべき経費や収益にて賄うべき経費を峻別し、後者については、補助すべき合理的な理由があるものを除き、安易に繰り出さない。また、病院事業、公共下水道事業においても同時に経営健全化計画を策定したところである。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記載する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
地方税	20,286	19,741	20,081	20,320	20,394	21,955	22,173	22,396	22,623	22,856
地方譲与税	2,911	3,036	3,559	3,830	4,487	3,230	3,280	3,280	3,280	3,280
地方特例交付金	727	700	694	711	561	149	179	179	108	108
地方交付税	13,569	12,674	12,519	12,721	12,360	11,829	11,484	11,290	11,107	10,935
小計(一般財源計)	37,493	36,151	36,853	37,582	37,802	37,163	37,116	37,145	37,118	37,179
分担金・負担金	541	513	479	437	441	459	449	449	458	445
使用料・手数料	1,277	1,288	1,209	1,269	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297	1,297
国庫支出金	5,516	5,913	5,572	5,859	5,125	5,502	4,901	4,891	5,063	4,804
うち普通建設事業に係るもの	1,268	1,060	762	380	818	1,082	535	537	709	450
都道府県支出金	2,723	2,989	3,038	2,851	2,803	3,612	2,678	2,679	2,765	2,636
うち普通建設事業に係るもの	791	910	873	248	340	823	267	269	355	225
財産収入	87	76	140	96	89	96	92	92	92	92
寄附金	53	84	50	25	22	33	23	24	24	23
繰入金	2,169	3,802	5,816	93	679	826	1,188	1,919	2,056	1,419
繰越金	1,782	1,708	1,917	1,865	1,723	1,465	659	30	30	30
諸収入	1,285	1,280	1,097	815	858	702	836	836	836	836
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三社からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方債	5,321	8,325	5,188	4,895	5,107	4,979	4,088	4,100	5,209	3,690
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳入合計	58,247	62,129	61,359	55,787	55,946	56,134	53,327	53,462	54,948	52,451
人件費 a	12,651	12,166	12,742	11,617	11,516	11,540	11,209	11,160	10,610	10,389
うち職員給	8,749	8,379	8,581	8,309	8,133	8,270	8,105	7,943	7,784	7,629
物件費 b	6,621	7,755	8,426	7,076	7,355	7,419	7,399	7,379	7,359	7,339
維持補修費 c	765	732	1,012	812	830	839	815	800	800	800
a + b + c = d	20,037	20,653	22,180	19,505	19,701	19,798	19,423	19,339	18,769	18,528
扶助費	6,055	6,698	7,119	7,830	8,004	8,181	8,328	8,494	8,664	8,837
補助費等	5,994	6,038	6,125	7,964	8,664	8,585	8,696	8,911	8,958	9,034
うち公営企業(法適)に対するもの	888	833	843	3,261	3,833	3,513	3,696	3,911	3,958	4,034
普通建設事業費	10,490	12,051	8,663	5,376	6,117	6,569	5,346	5,372	7,093	4,500
うち補助事業費	3,691	4,818	2,707	985	1,892	2,763	2,138	2,149	2,837	1,800
うち単独事業費	6,799	7,233	5,956	4,391	4,225	3,806	3,208	3,223	4,256	2,700
災害復旧事業費	62	187	615	1,102	107	79	6	6	6	6
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	7,410	7,425	7,219	6,914	6,663	6,747	6,417	6,371	6,316	6,218
うち元金償還分	5,645	5,835	5,740	5,633	5,475	5,596	5,396	5,393	5,361	5,272
積立金	901	927	994	1,534	870	652	400	85	79	79
貸付金	274	234	75	58	48	23	23	23	23	23
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三社への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	4,978	5,599	6,166	3,453	3,920	4,142	4,307	4,480	4,659	4,845
うち公営企業(法非適)に対するもの	1,661	2,062	2,390	193	240	261	272	283	294	306
その他	292	340	338	328	387	699	351	351	351	351
歳出合計	56,493	60,152	59,494	54,064	54,481	55,475	53,297	53,432	54,918	52,421

【財政指標等】

(単位：百万円)

区 分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
形式収支	1,754	1,977	1,865	1,723	1,465	659	30	30	30	30
実質収支	1,210	1,658	1,330	1,542	1,185	659	30	30	30	30
標準財政規模	35,926	33,804	33,975	35,202	35,621	35,676	35,787	35,838	35,891	35,944
財政力指数	0.577	0.597	0.606	0.630	0.655	0.682	0.694	0.706	0.713	0.720
実質赤字比率 (%)										
経常収支比率 (%)	86.6	85.1	90.2	87.0	88.1	90.9	89.6	89.1	86.6	85.3
実質公債費比率 (%)	—	—	—	14.2	13.9	13.5	13.5	13.4	13.4	13.4
地方債現在高	60,708	63,198	62,684	61,945	61,577	60,961	59,652	58,359	58,207	56,625
積立金現在高	16,719	14,104	10,324	11,788	12,034	11,923	11,089	9,209	7,192	5,813
財政調整基金	8,525	7,916	5,078	5,969	6,255	6,313	5,649	4,439	3,942	3,333
減債基金	1,652	1,206	787	778	747	729	659	589	519	449
その他特定目的基金	6,542	4,982	4,459	5,041	5,032	4,881	4,781	4,181	2,731	2,031

IV 行政改革に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容	平成17年1月1日に旧1市4町を廃し、松阪市を設置したところである。市町村建設計画の期間を平成17年度から平成26年度までの10年間とし、基本的な都市的サービスを等しく享受できる、身の丈に合ったコンパクトなまちづくりを進め、市民自治が発揮される自治体として持続可能な発展を目指している（新市建設計画13頁）。三役、教育長、議員の人数を61名減らしたほか、以下に掲げる施策を実施している。
2 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	松阪市集中改革プランでは、平成17年度職員数1,654人（病院除く）を平成22年度には128人減（△7.7%）の1,526人としている。なお、病院分を算入した平成17年度職員総数1,945人を平成22年度には97人減（△5.0%）の1,848人としている。また、普通会計職員については同時期において110人減（△7.6%）としている。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	自己都合や勧奨退職等の要因により、職員数の純減累計（平成19年4月1日現在）は集中改革プランの計画値を上回っている（計画値△32人→実績値△82人）。課題①②の解決のため、着実に目標を達成している。集中改革プラン後も、平成23年4月1日現在職員数を前年度比△21人とし、引き続き職員数の純減にとりくむ。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	基本的に国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造へ見直したが、諸手当を含め、更に適正な給与となるよう今後も検討する。また、地域手当については、地域の民間企業の状況等を勘案して妥当な水準になるよう調整をして支給するものとしているが、制度の趣旨・人件費抑制の観点から、見直しを含め検討をする。
◇ 技能労務職員の給与のあり方	現在、国の行政職給料表（一）と行政職給料表（二）の合成表を適用しているが、今後は、業務の内容や性格などを踏まえつつ、国や民間の同職種に従事する者との均衡が取れるように考慮した給与制度の運用を図る。そして、現状、見直しに向けた基本的な考え方、具体的な取組内容等を住民にわかりやすく明示した取組方針を平成20年3月にホームページ（ http://www.city.matsusaka.mie.jp/oshirase/oshirase/syokuin/syokuin.html ）で公表する。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	特別昇給はしておらず、国の基準に従った退職手当を支給している。勧奨退職制度も実施しており、定員適正化を早めることによる人件費の削減を図る。
◇ 福利厚生事業のあり方	法律に基づいて行わなければならない事業であるが、業務の効率化等を考えて現在事業を委託している。当該事業についても市民の理解、納得が得られ、また効果的なものとなるよう工夫する。
3 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 物件費の削減	課題④を解決するために、行政内部における一層の自助努力により、サービスの質を下げることなく、個別事務事業ごとに消耗品費、通信運搬費、旅費等経費全般を見直し、徹底した歳出の削減を図る。更に、重複施設の整理を行う。具体的には、行政管理経費を経常的な物件費と維持補修費の合計とし、物件費を平成20年度から対前年度比△20,000千円ずつ削減し、維持補修費を平成21年度には800,000千円になるよう漸減させていく。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	民間に出来ることは民間にゆだねるという姿勢のもと、現在市が直接行っている業務や施設の管理運営について、住民サービス水準の維持、向上及び経費の削減効果が期待できるものから、業務委託、指定管理者制度等の導入を図る。

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
4 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>現年課税分については、現年のみ滞納者の差押実施、コンビニ収納導入（H20.4より導入）、電話催告の強化を実施し、滞納繰越分については、インターネット公売の実施、差押強化、応援徴収体制の強化、三重地方税管理回収機構との連携を実施する等により徴収率の向上を図る。</p> <p>売却可能資産については、未利用地の現状把握を行うことにより、未利用地や不用な財産の売却、貸付等を検討する。また地元への無償貸与等による活用を図ることにより、維持管理費の削減を図る。</p> <p>このほか、平成18年度に「松阪市における民間企業等の広告掲載に関する規則」を定め、新たな財源を確保すべく、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載するとりくみを始めている。平成18年度は市のWEBページ上のバナー広告掲載料、平成19年度は納税通知書への広告掲載料を見込んでいる。</p>
5 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進	<p>土地開発公社が、取得造成後10年以上を経過している用地の売却を積極的に進めている。平成18年度には10,275平米を市に、535.84平米（2筆）を公売により処分した。平成19年11月にも2,701平米（13筆）を競争入札により処分予定である。</p> <p>また、事業資金借入金についても、入札見積もり方式を導入し、より低利での資金調達に努力している。</p>
6 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開	
◇ 給与及び定員管理の状況の公表	<p>地方公共団体給与情報公表システムによる公表を実施している（平成18年10月20日付総行給第102号総務事務次官通知の様式及び記載要領のとおりの内容にて実施）また、広報誌にも年に1度別様式にて掲載している。 http://www.city.matsusaka.mie.jp/oshirase/oshirase/syokuin/syokuin.html</p>
◇ 財政情報の開示	<p>毎年6月に下期の財政状況、12月に松阪市の財政状況を市の広報及びホームページに掲載しており、市の財政状況を開示している。 http://www.city.matsusaka.mie.jp/zaisei/zaisei.htm</p>
○ 公会計の整備	<p>これまで、総務省方式のバランスシート、行政コスト計算書を毎年公表してきた。平成18年8月31日付け総務事務次官通知「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定」において、貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務諸表4表の整備の取り組みが求められていることから、三重県、他市町とともに、検討部会を立ち上げ、平成21年秋頃を目処に平成20年度決算について連結ベースのものも含めて公表できるよう準備を進めている。</p>
○ 行政評価の導入	<p>平成14年度から「事務事業評価」を導入しており、「施策評価」等については段階的に導入する予定である。</p>
7 その他	<p>課題③を解決するために、各年度の市債発行額が、当該年度の元金償還金額を超えないようにする。</p> <p>課題⑤を解決するために、一般会計が負担すべき経費（負担金）と公営企業が経営努力すべき経費や収益にて賄うべき経費を峻別し、後者については、補助すべき合理的な理由があるものを除き、安易に繰り出さず、公営企業に経営努力を求める。</p> <p>なお、公債費及び公営企業会計への繰出金については改善額の算出が困難であるため、記載しない。</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

